

平成29年6月15日

宮城県内自動車運送事業者 各位

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長

事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再徹底について

事業用自動車の飲酒運転の防止については、機会あるごとにその徹底を図ってきており、また、事業用自動車総合安全プラン2009を受け、東北運輸局管内の各県において安全対策会議を開催するなど飲酒運転根絶を目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、別添のとおり、本年1月より東北運輸局管内の貨物自動車運送事業者の運転者が酒気帯び運転の道路交通法に係る法令違反とされる事案が5件発生しております。

これらの行為は自動車運送事業の社会的信頼を著しく失墜させるものであり、輸送の安全を確保するために法令等で定められている事項を遵守していなかったことは誠に遺憾であります。

つきましては、別紙の事項について理解して頂くとともに、飲酒運転防止にかかる取組を一層強化するようお願い致します。

別紙

1. 運行時における飲酒の禁止を徹底し、酒気帯び運転の危険性や法令遵守等について計画的かつ継続的に教育を実施するとともに、運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、飲酒習慣のある運転者に適切な指導を行うこと
2. 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務（運行指示書による指示等を要する乗務）においては、適切な運行指示書を作成し運転者に指示するとともに、休息後等、こまめなアルコールチェックを行わせ運転者の状態の把握に努めること
3. 出庫及び帰庫時においては、運転者に対して対面点呼の実施により、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確実に確認すること
また、深夜・早朝に点呼が必要となる営業所については、深夜・早朝においても確実に点呼を執行できる体制を確立し、点呼を確実に実施すること

番号	事案概要
1	<p>1月31日（火）午後3時00分頃、宮城県において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、商業施設駐車場の工事用フェンスに衝突した。</p> <p>事故後の警察の調べで、当該運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。</p> <p>運転者は午後1時30分頃、コンビニで焼酎1本（220ml）を飲み、仮眠をとるつもりで1時間程休憩していたが、大丈夫と思い運転を再開した模様。</p> <p>商業施設には休憩するため立ち寄ったとのこと。</p>
2	<p>2月4日（土）午前5時30分頃、宮城県の国道において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、信号無視により警察に停止を指示された。</p> <p>調べの際に警察官が酒臭を認めたことから、呼気検査を求めたところ、これを拒否したことから道路交通法違反（飲酒検知拒否）の疑いで逮捕された。</p> <p>運転者は午前1時30分頃、ドライブインにて缶ビール1缶（350ml）を飲み、仮眠を取ろうとしたが眠れず、1時間程経って運転を再開した模様。</p>
3	<p>4月26日（水）午後4時05分頃、山形県の市道において、岩手県に営業所を置く大型ダンプが運行中、住宅地で後退した際、道路脇のブロック塀に衝突し、そのまま立ち去った。</p> <p>通報により駆けつけた警察官による調べの際に、当該運転手の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。</p> <p>運転者は午後2時30分頃、昼食時にウォッカ1瓶375mlを200ml程飲んでいった模様。</p>
4	<p>4月30日（日）午前0時40分頃、福島県の高速度道路において、宮城県に営業所を置くトラックが、前方を走行中のトラックに追突した。</p> <p>事故後の警察の調べで、当該運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。</p> <p>運転者は29日の昼から午後6時頃まで焼酎水割りを7杯程飲み、車両のキャビン内にて眠ろうとしたが、眠れなかったため午後10時30分頃運転を再開し事故に至った模様。</p>
5	<p>5月6日（土）午後3時33分頃、青森県の市道において、同県に営業所を置くトラック2両が運行中に、酒気帯び運転により検挙された。</p> <p>本件は、当該運転者2名が食事中に飲酒をしているとの通報があり、これを受けた警察官により検挙された。</p> <p>運転者2名は午後2時頃、飲食店においてそれぞれ缶ビール1本（350ml）を飲んでいった模様。</p>

飲酒運転の罰則等

飲酒運転は、きわめて悪質で危険な犯罪行為であり、運転者が飲酒運転を行った場合には、事業停止や車両使用禁止等の厳しい処分を受けることとなり、社会的な信用も失墜して、経営にも多大な影響を及ぼすこととなることを肝に銘ずる必要がある。

【酒気帯び運転等の禁止】

・何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。(道路交通法 第65条第1項)

事業者に対する行政処分

運転者が飲酒運転を行った場合の事業者に対する行政処分

事案	行政処分
事業者が飲酒運転等を下命・容認した場合	14日間の事業停止
飲酒運転等を伴う重大事故があり事業者が指導監督義務に違反していた場合	7日間の事業停止
飲酒運転等に係る道路交通法通知等があり事業者が指導監督義務に違反していた場合	3日間の事業停止
酒酔い・酒気帯び乗務があった場合	初違反：100日車の車両使用停止 再違反：200日車の車両使用停止

運転者に対する罰則

酒気帯び運転等を行った場合の罰則

事案	罰則
酒酔い運転の刑事罰	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点(免許取消し(欠格期間3年))
酒気帯び運転の刑事罰	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 呼気1ℓにつき0.25mg以上25点(免許取消し(欠格期間2年)) 呼気1ℓにつき0.15mg以上0.25未満13点(免許停止)
飲酒検知を拒否した場合の刑事罰	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲酒運転で事故を起こした場合の罰則

事案	罰則
正常な運転が困難な状態で人身事故を惹起した場合	死亡事故：1年以上20年以下の懲役 負傷事故：15年以下の懲役
正常な運転に支障があるおそれがある状態で人身事故を惹起した場合	死亡事故：15年以下の懲役 負傷事故：12年以下の懲役
自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた場合	7年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金
飲酒の有無が発覚するのを免れる行為をした場合	12年以下の懲役